

2021 年

一般社団法人日本相続学会 第9回研究大会

■大会テーマ

コロナと相続

主催：一般社団法人日本相続学会・第9回研究大会実行委員会

期日：2021年10月22日・23日

会場：日本教育会館

日本相続学会 設立趣意書

(問題提起)

「相続とは、亡くなった人の財産を家族などの相続人が受け継ぐこと」と定義されます。現在、多くの国民の相続に関する関心事は、財産分割の行方と相続税に向けられています。その結果として遺産分割協議が整わず、長期間にわたる調停・審判等による遺産分割（争族）が増加している事実は周知のとおりです。

相続人同士の争いは、これまでの良好な「感情的係わり合い」を憎しみに変化させ、兄弟姉妹が絶縁状態になる等の不幸を招きます。そして国民生活を支える基礎集団である「家族」の幸福追求する力の低下を招くという結果を憂います。

このたびの東日本大震災は、日本人が戦後の経済至上主義のなかで、不合理として捨て続けてきたものが、実は人間が生きていくうえで、不可欠であったことを示唆していることは、既に多くの指摘がなされているところです。

この機会に、相続に関係を持つ専門家の知恵を結集し、円満かつ円滑な相続のあり方について研究し、その成果を国民に公開することが必要ではないでしょうか。

(志)

日本相続学会は、「円満かつ円滑な相続」を目標とし、①相続学という学問領域を確立すること ②会員が地域で連携すること ③会員が情報交換と研鑽を重ねること ④研究成果等の情報を広く社会に公開すること ⑤適時、政府に対して政策提言を行うこと 等の課題に取り組みなければならないと思います。

本学会は、円満かつ円滑な相続が広く普及し、国民の幸福な生活に資することを目的として、相続に関連を持つ様々な実務家・関係者・研究者の参加を得て設立されるものです。

本学会の設立趣旨に賛同し、ともに円満かつ円滑な相続の実践と研究に情熱を傾けようとする皆様の参加を心から呼びかけます。国民の期待に積極的に応え、今こそ21世紀の日本社会の課題に立ち向かおうではありませんか。

2012年11月

呼びかけ人 伊藤久夫 (FP・相続アドバイザー)	池畑芳子 (税理士)
吉田修平 (弁護士)	宮田浩志 (司法書士)
平川 茂 (税理士)	中尾徳彦 (家裁調停委員)
内藤 雄 (相続アドバイザー)	榊原正則 (保険専門紙)
中島 誠 (司法書士)	佐藤健一 (税理士)
酒井利直 (元信託銀行役員)	芳賀則人 (不動産鑑定士)
矢田尚子 (日本大学准教授)	金子 充 (経営コンサルタント)
(顧問) 平川忠雄 (日本税務会計学会会長)	<順不同>

一般社団法人日本相続学会 第9回研究大会 開催要綱

■大会総合テーマ：『コロナと相続』

■大会趣旨：

新型コロナウイルス感染症は、市民の移動と集合を自粛させることとなり、社会生活をするうえで、その重要性を再認識することとなりました。また、これまでに積み重ねた行動習慣や、価値観を排除しなければならず、私たちは行動や思考を原点から見つめる機会を得ることになりました。

この機会に改めて相続を見つめ、相続の原点を広く社会に問いかけることを通して、「円満かつ円滑な相続」の普及と実現を目指します。

■日 時（配信日時）：2021年10月22日（金）・23日（土）

■会 場：日本教育会館（東京都千代田区一ツ橋2-6-2）

■主 催：一般社団法人日本相続学会・第9回研究大会実行委員会

■日 程：

10月22日（金）

12:00	13:10	13:30	15:00		15:20	16:45
受付	開会式 学会賞 授賞式	●基調講演 『こころの相続』 作家 五木寛之 氏		休憩	●シンポジウム 『コロナと相続』	
中会議室（7階）						

10月23日（土）

9:30	10:30		10:45	12:00	12:00
●研究発表 『所有者不明土地問題』 (研究部会)		移動 休憩	●事例研究発表 (3会場同時進行)		閉会式
703号室			703・704・810号室		703号室

■基調講演 『こころの相続』

作家 五木 寛之 氏

(ご注意：基調講演の録音・録画は一切できません。)

■シンポジウム 『コロナと相続』

シンポジスト：

宮田 百枝 氏 (麴町共同法律事務所)
川原田慶太 氏 (司法書士法人おおさか法務事務所)
本郷 尚 氏 (税理士法人タクトコンサルティング)
松原 ゆかり 氏 (有限会社ビクトリー)
瓜生 寿子 氏 (プルデンシャル生命保険株式会社)

コーディネーター：

伊藤 久夫 氏 (一般社団法人日本相続学会 会長)

■研究発表 『所有者不明土地問題』 (研究部会・敬称略)

～令和3年民法・不動産登記法改正を相続実務の観点から深掘りする～

小柳 春一郎 (獨協大学法学部 教授)
吉田 修平 (吉田修平法律事務所 弁護士)

■事例研究発表 (3会場同時進行)

一部

(敬称略)

澁井 和夫	債務者を信託受託者とする根抵当権の相続税資金の借入利用の可否	世田谷信用金庫
伊藤 久夫	円満かつ円滑な相続のための遺言書付言事項	株式会社ライフテーブル
安部 貴史	みなし相続財産の活用法	プルデンシャル生命保険株式会社

二部

小林 正宣	コロナ禍の不動産業界	株式会社クオリスコミュニティ
角田 祥子	事業承継の円滑さを決定づけるファミリーミーティングの意義について	税理士法人ネクサス
赤坂 研史	相続人のライフプランから考える遺産分割方針の決定	クローバーコンサルティング株式会社

■参加費

区 分	早期割引 (9月20日まで)	通常申込 (9月21日以降)
会 員	3,000 円	5,000 円
一 般	5,000 円	8,000 円

※会場参加・オンライン配信ともに同額

※学生は上記の半額

■参加申込

申込開始： 2021年9月1日(水) 午前9時～ (★開始日時前の申込は無効)

申込締切： 2021年10月11日(月)

申込方法：

- ① 右記 QR コード参加申込フォームにて申し込みをお願いします。
(チラシ裏面またはホームページから参加申込書をダウンロードし、記入のうえメールまたは FAX にて送付も可能です。)



- ② 下記送金先に参加費を送金(手数料負担願います。)
- ③ 参加費着金をもって受付完了とし、実行委員会からメールにて受付完了連絡。
- ④ オンライン配信は、10月16日以降に実行委員会からメールにて、参加 ID・パスワードを送付(ID・パスワード送付後のキャンセル不可)

(振込先) . . . 三菱 UFJ 銀行 大津町支店 普通預金 0249069

日本相続学会研究大会 実行委員長 竹内裕詞

■コロナ禍関連のご注意

- ◇ 会場参加の定員：50名(先着順)以外の方はオンライン配信となります。
- ◇ 今回の研究大会は、会場参加とオンライン配信の併用を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、会場参加が出来ない場合があります。その際にはオンライン配信のみとなりますのでご了承ください。

■キャンセル

申込後、やむを得ず取消を行う場合、必ずメールまたは FAX にてすみやかに実行委員会事務局へご連絡下さい。(参加費返金に伴う振込手数料は、参加者様負担とします。)

変更の時期	キャンセル料	参加費返金
2021年10月15日まで	なし	参加費の100%
2021年10月16日～当日	参加費の100%	なし

■緊急連絡

自然災害、感染症、その他の事象により研究大会を延期または中止する場合は、本学会ホームページにてお知らせします。

■実行委員会事務局

〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目4-3 錦パークビル2階

さくら総合法律事務所 内

<p>ホームページ URL http://souzoku-gakkai.jp 大会用メールアドレス renraku@souzoku-gakkai.jp 大会用FAX 050-3730-8835</p>
--

※事務局への連絡は、E-mail または FAX にてお願いします。

■一般社団法人日本相続学会

〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9-6 平川会計パートナーズ 内

メールアドレス info@souzoku-gakkai.jp

FAX 050-3730-8835

■ ごあいさつ

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、私たちはこれまでの行動様式の変更を求められました。本学会においてもその影響は大きく、当初は困惑いたしました。理事会において「コロナに負けない。コロナを言い訳にしない。」という本学会の姿勢を確認し、今だから出来ること、今、発信すべきことに集中して取り組んでいくことを掲げました。

今回の研究大会は、テーマを「コロナと相続」といたしました。しかし、コロナによって相続の根幹は変わることは無いと考えています。

これまで、私たちは自由にどこまでも移動し、自由に人に会うという、移動と集合の自由を駆使しながら、有形、無形を問わず様々なものを作り、壊してきました。今回のコロナによって、私たちは、移動と集合の自由を制限されましたが、制限が解かれるまでの期間に、私たちはこれまでの日常生活の有難さを自問する機会を得ました。まさにコロナによって雲が晴れ、物事の本質を見る機会を与えられたのではないのでしょうか。その結果、既得権のように思っていた移動と集合の自由、一人でも生きていけるといふ驕りは、有難い、瞬間的なものであることに気づかされました。

コロナによって相続の本質を改めて確認する機会を得たという意味で、今回の研究大会は、作家の五木寛之さんから基調講演をいただくことにしました。所謂、税務署が評価する財産だけではなく、私たちは、それ以外の財産を多く相続し、相続させることを取り上げていただきます。

学会誌への投稿、研究大会での研究発表は、学会として会員の皆様への研究発表の機会を提供しているものであり、欠かすことが出来ないことです。

本学会では所有者不明土地問題と相続の関係の重要性に着目し、2018年に研究部会において所有者不明土地問題ワーキングチームを構成し、3件のパブリックコメントを法制審議会に提出しました。本年、民法、不動産登記法の改正が行われたことを受け、研究部会からこれまでの経過を踏まえた研究発表をいただきます。

また、事例研究発表では、相続の実務に携わる会員の皆様から、幾つもの貴重な発表をいただきます。「円満かつ円滑な相続」のヒントを得ることが出来るはずです。

今回も、皆様と一緒に「円満かつ円滑な相続」を追究したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人日本相続学会
会長 伊藤久夫

著作賞

著作名：「不動産相続の法律相談」

発行：青林書院 2020年8月

執筆者：吉田修平（弁護士） 遠矢悟史（弁護士） 竹内裕詞（弁護士） 小池知子（弁護士） 永野達也（弁護士） 片倉秀次（弁護士） 茂野大樹（弁護士・税理士） 宮尾耕平（司法書士） 上里好平（弁護士） 赤堀文信（弁護士） 大野健一（弁護士） 佐々木好一（弁護士） 西田 誠（司法書士） 水上 卓（弁護士） 北村清孝（司法書士） 稲葉光治（司法書士） 水野菜木（司法書士） 森川紀代（弁護士） 鈴木崇裕（弁護士） 岩永隆之（弁護士） 友田 順（弁護士・不動産鑑定士）

編集者：吉田修平（弁護士）

【要旨】（巻頭言を一部引用）

不動産は、そこに居住したり、店舗やオフィス等として利用する等の重要な資産であるとともに、一般的に国民が所有するものの中で最も高価な財産です。したがってある人が亡くなり相続が発生した場合、亡くなった人の所有していた不動産についての熾烈な紛争が発生する可能性が高まります。

不動産については、対象となる法律が、民法だけでなく借地借家法や不動産登記法等の多岐にわたるため、不動産に関する問題の処理は複雑かつ難しいものとなりがちです。

また、相続についても、2018年7月に民法（相続法）が改正され、配偶者居住権等の新しい制度が創設されました。

このようなことから不動産に関して相続トラブルが発生すると、その解決はますます難しくなっているとの現状があります。

そこで、本書では、実務上よく生じ得る不動産と相続に関する解決困難な問題をQ&A方式により網羅的に取り上げ、具体的な解決策を示すとともに、関連する多くの基本的な問題についても丁寧な解説を試みています。

【審査意見書から】

著作名のとおり、不動産相続を中心とした遺産相続における各種論点がQ&A方式でまとめられており、「事例→回答要旨→問題の所在・解説・あてはめ」という構成も大変読みやすかった。

また、内容面についても、不動産相続で起こり得る法的問題や気を付けるべき論点が多く取り上げられており、相続人本人だけではなく、代理人となるべき弁護士にとっても大変有用な実務書ではないかと思う。

なお「不動産相続の法律相談」という著作名であるので、紙面の都合上も相続一般についてのQ&Aは省いてしまい、より不動産相続に特化した内容で構成していただく、類書の差別化となり、さらに弁護士等の実務家にとって必携の実務書になるのではないかと思う。

「高齢者間の相続における諸問題」学会誌第8号掲載

著者：高野良子（福田耕治法律事務所 弁護士）

【要旨】

高齢の兄弟姉妹間で生じる相続における具体的事例（所在確認、意思能力問題、遺産分割協議における調停利用の困難性、不動産の処理等）を紹介する。

【審査意見書から】

実際によく生じうる高齢者の相続問題について、複雑な事案の問題点を的確に把握した上で分析し、本質に迫る実践を行っている。

弁護士は利益相反をしてはならないのではあるが、このような高齢かつ心身共に完全とはいえ複数の相続人がいて、大きな分割の方針が一致しているようなケースにおいては、弁護士が全員の調整役として遺産分割をリードしていくことも十分あり得るものと思われる。

多数の姉弟が相続人となる場合、相続人に不在や認知症の方がいる場合等の問題は増えているので、実践的で役立つと思う。

「相続と祭祀承継」学会誌第8号掲載

著者：水上 卓（日本橋法律会計事務所 弁護士）

【要旨】

相続の際の祭祀承継について争いとなった事例をもとに、相続財産と祭祀財産の違い、祭祀承継者の決定方法、祭祀承継で争いとならないための対策等について整理した。

【審査意見書から】

祭祀の承継というあまり目立たない問題について、独創的かつ丁寧な分析及び論述を行っている。

実際にトラブルになる事例も多くあると思われることから、円満・円滑な相続のために重要な研究テーマであると思われる。適切な考察がなされ、思考過程・結論が適切に示されている。

祭祀財産の相続は、法律規定の役割が限られており、重要かつ厄介な問題であるところ、本稿は丁寧な考察を行っている。

『こころの相続』

▶ 講師：作家 五木 寛之（いつき ひろゆき）氏

講師プロフィール

五木 寛之（いつき ひろゆき）

1932年、福岡県に生まれる。戦後、北朝鮮より引揚げ。早稲田大学文学部ロシア文学科中退。1966年、『さらばモスクワ愚連隊』で小説現代新人賞、『蒼ざめた馬を見よ』で第56回直木賞、『青春の門』で吉川英治文学賞を受ける。2002年度第50回菊池寛賞、2010年、NHK放送文化賞、第64回毎日出版文化賞特別賞を受賞。小説以外にも幅広い批評活動を続ける。代表作に『風に吹かれて』『朱鷺の墓』『戒厳令の夜』『蓮如』『風の王国』『大河の一滴』『TARIKI』『親鷺』（全6巻）などがある。

テーマ「コロナと相続」～心の相続から考える～

▶ シンポジスト

- 宮田 百枝 氏 (麴町共同法律事務所)
- 川原田 慶太 氏 (司法書士法人おおさか法務事務所)
- 本郷 尚 氏 (税理士法人タクトコンサルティング)
- 松原 ゆかり 氏 (有限会社ビクトリー)
- 瓜生 寿子 氏 (プルデンシャル生命保険株式会社)

▶ コーディネーター

- 伊藤 久夫 氏 (一般社団法人日本相続学会 会長)

『所有者不明土地問題』

～令和3年民法・不動産登記法改正を相続実務の観点から深掘りする～

発表者(研究部会)

小柳 春一郎 氏 (獨協大学法学部 教授)

吉田 修平 氏 (吉田修平法律事務所 弁護士)

発表概要

発表者 / 所属	テーマ
澁井和夫/世田谷信用金庫	債務者を信託受託者とする根抵当権の 相続税資金の借入利用の可否

前提情報

- 1 母(甲)を委託者兼受益者、一人娘(乙)を受託者とする民事信託契約締結。(平成20年10月23日)
- 2 甲の相続人は、乙及び甲と養子縁組した乙の息子(丙)の二人
- 3 甲は配偶者であった夫とは死別
- 4 乙は夫と離婚し、現在は息子と同居
- 5 締結した民事信託契約の要点
 - ①信託目的 甲の生涯を通じて甲にとって必要となる安定した生活・顔後・療養の資金及び費用の調達のため、信託土地建物を担保に供すること、管理運用すること、権利調整すること、又は処分すること。
 - ②信託期間 平成40年12月31日まで。信託目的の達成が不可能となったとき(③ ii の場合を含む)。
 - ③受益者 i 受益者は甲。ii 期間満了前に甲が死亡したときは、甲の受益権は甲の法定相続人に法定相続分に応じて分割帰属する。
- 6 信託財産 土地2筆及び当該土地上の建物1棟 委託者甲の既存債務と受託者乙の信託債務とを担保する根抵当権4億円が設定されている。(信託時に信託不動産に設定されている根抵当権の債務者に信託受託者乙を追加)

事例発表

- 甲が死亡した後、甲の遺産を相続した乙と丙は、相続税の支払い資金を借り入れるため、乙が信託受託者として信託財産に設定されていた根抵当権を利用したいと信託借入先金融機関に相談した。旧債務は信託勘定内の借入れであり、新債務は相続人の固有の債務である。
- 法務・税務の検討を行った結果、債務者変更手続きにより、希望どおり実行できた。

問題点整理

- 1 利益相反 信託受託者の借入と相続人固有の借入は分別されるべきであり、利益相反が発生しないか。
- 2 信託の終了の判断 信託契約の約定により信託は終了したとみるべきか。
- 3 相続と信託の関係 相続と信託の関係をどう整理し、甲から債務を引受ける乙・丙と、新たな借入人 乙・丙との関係をどう整理し、根抵当権の確定についてはどう判定するのか。

問題解決へのアプローチ

- 1 信託契約の約定内容の解釈
- 2 相続による利益相反の解消
- 3 相続による債務引受手続及び根抵当権の存続

コメント

甲の債務付き財産として乙に信託された不動産に設定されていた根抵当権が、信託受託者乙の信託借入に利用された後、甲の死後確定することなく、相続後の相続人の借入債務に利用できたことを実証する事例であり、民事信託を活用した相続事例として、参考になるものと思料する。

発表概要

発表者 / 所属	テーマ
伊藤久夫/(株)ライフテーブル	円満かつ円滑な相続のための遺言書付言事項

前提情報	事例1.
前妻の子の遺留分請求を抑止しながら、前妻の子をわが子のように育ててくれた妻への感謝を伝える。	

事例発表
<p>鈴木一郎(仮称、以下「本人」という。)は若くして結婚し、A子をもうけたが、当時、本人はギャンブルに興じており、離婚となった。その後、養育費を送金することもなかったため、前妻はA子の養育が出来ないとして、本人がA子を養育することになった。しかし、自分では養育できず、実家の親に預けることとした。その後、本人は会社員となり、真面目に働くようになった。数年後、結婚することとなり、本人は、結婚前にA子の存在を明らかにしたところ、妻は自分の子として育てると意思表示した。間もなく、B男・C子が生まれ、妻は、A子を含めて三人の子を育てあげ、現在も円満な関係にある。</p> <p>本人の財産は、①自宅の土地・建物、②C子自宅の土地(持分2/3)、③預貯金である。既に贈与済だが、A子が結婚する時に資金援助し、B男の自宅の土地(2/3)は本人が買い、後に贈与している。これら全ての財産形成は、ゼロから本人、妻によって形成された。妻は、様々な仕事に従事し、財産形成に貢献したことが特筆される。</p> <p>本人は、A子を引き取ったうえ、甘やかすことなく、自分の子と同様に育て続けた妻に対して、申し訳ない気持ちとともに、感謝の念を持っている。自らの相続に際して、妻が生活に困ることが無いよう、自宅土地・建物や預貯金は妻に相続させる。また、C子自宅の土地はC子に相続させる。B男の自宅土地は既に贈与しており、A子は結婚した時に資金援助しているの、相続させるものは無いとしている。A子も、自分の立場を理解していると思うので、相続でトラブルになることは無いと思うが、遺留分侵害額請求をしないよう、念のために意思表示したい。</p>

問題点整理
A子の遺留分を侵害する内容である。

問題解決へのアプローチ
付言事項を添えることで、遺言を作成した気持ちが相続人に届くよう、本人とともに検討した。

コメント
<ul style="list-style-type: none"> ・付言事項作成にあたり注意したいこと ・付言事項を書くメリット、デメリットについて整理した。

発表概要

発表者 / 所属	テーマ
安部貴史/プルデンシャル生命保険(株)	みなし相続財産の活用法

前提情報

税法で定められた「みなし相続財産」であるが、税法においては本来の相続財産でないため、課税を逃れることに繋がることを考慮し、これを「みなし相続財産」として課税対象である旨を明記している。一方、民法上は、原始取得するものであると定められており、「みなし相続財産」の民法上の位置づけが確立されている。本来の相続財産ではないため、遺産分割協議の対象にならなかつたり、遺留分の対象にならなかつたりという特徴があるが、特別受益として持ち戻されることもあり、取扱いには注意が必要である。この「みなし相続財産」に該当する範囲には生命保険契約が主要な部分を占めているので、これについて考察したい。

事例発表

税法上は、相続税法第三条1項(①号から⑥号)および主に相続税法第四条～第九条に定められているが、これらの条文についておさらいしたい。この中で特に、①号、②号、③号、⑤号が生命保険契約に関わる部分であるが、特に①号、⑤号については具体的な生命保険活用の事例を共有したい。

①号の事例は、相続放棄を考える場合の生命保険活用である。契約者・被保険者は被相続人、死亡保険金受取人は相続人(相続放棄をする人)とする。被相続人には相続財産を超える負債があるため、相続が発生した時には相続人は相続放棄をする前提となる。しかし、相続放棄をした場合でも、生命保険金を受け取ることができる。これは原始取得する財産となるからである。ただし、被相続人が生前に請求していなかった入院給付金等を受けとってしまった場合は、「みなし単純承認」となり、相続放棄ができない可能性が高くなるため注意が必要である。(弊社においては、死亡後に相続人が入院給付金の請求をするにあたって、相続放棄の可能性がないかどうかをチェックすることとしている。)

①号の事例のもうひとつは、限定承認を考える場合の生命保険活用である。社長に個人債務が多い場合、後継者は会社を継ぐことができない状態になる。これを限定承認をすることにより、債務は相続財産の範囲内に抑えて、会社を引き継ぐ可能性を残す。この場合、自社株を取り戻す必要があるが、これを先買権を行使して、自社株を買取り、経営権を取り戻すというスキームを紹介する。先買権は、先取特権の効力があるため、自社株を取り戻すことが可能であるが、その買戻すための資金が必要になる。これを生命保険金で準備する。

⑤号の事例は、年金受給権のリレー受け取りであり、本来の相続財産に該当しない範囲で、生活するための資金を次々と相続人にリレーすることができる。この時、父親から母親、母親から娘にリレーする時の課税は、相続等年金としての課税となり、申告が複雑になるので注意を要する。顧問税理士さんに一任することが望ましいが、生命保険の担当者のフォローも重要となる。

「みなし相続財産」が特別受益にあたるか、あたらないかは残念ながら明確な基準が存在しない。「みなし相続財産」を使って、財産隠しのような過度な財産配分をすることは慎むべきである。しかし、「みなし相続財産」ならではの事前対策への活用は十分に検討すべきであると考えている。

問題点整理

「みなし相続財産」は税法上の考え方であるが、民法上の概念が非常に重要であり、生命保険はこの「みなし相続財産」に該当するケースが多い。「みなし相続財産」だからできること、「みなし相続財産」でないといけないことを整理し、特別受益に当たるか当たらないかという注意点も考察したい。

問題解決へのアプローチ

あくまでも民法上の考え方を基に整理したい。相続放棄や限定承認した相続人が、生命保険を活用することにより、想定していた相続対策を実現することが可能となることに言及したい。

コメント

発表概要

発表者 / 所属	テーマ
小林正宣 / 株式会社クオリスコミュニティ	コロナ禍による不動産業界における諸変化

前提情報

2020年4月7日に緊急事態宣言が発令され、その後、全国にコロナが感染拡大をしていきました。今年に入ってから感染の波は第3波、4波、5波と感染者数の著しい増加が継続しております。このような状況の中で、多くの企業が従業員の感染予防対策として「テレワーク」を推奨、実践してきました。これにより、自宅で仕事をする人が増え、長い時間を自宅で過ごすことにより、住環境に求める志向が変化してきました。又、従業員の出社が少なくなり、事務所スペースの縮小化が始まりました。他方、緊急事態宣言により酒類の提供制限や大人数の会食が制限され、特に飲食系の店舗が窮地に追い込まれております。

事例発表

- (i) 売買市場
 1. マンション(新築,中古)
 2. 戸建て(新築,中古)
 3. 土地(価格推移)
- (ii) 賃貸市場
 1. 賃貸住宅(マンション,アパート,戸建)
 2. 賃貸店舗
 3. 賃貸事務所

問題点整理

問題解決へのアプローチ

コメント

相続財産における不動産は大半を占めることが多く、現状の傾向を理解しながら、今後の不動産の購入・売却等を鑑み、検討材料としたいところである。

発表概要

発表者 / 所属	テーマ
角田祥子/税理士法人ネクサス	遺産分割協議を相続開始前からファミリーミーティングとして実施し、円滑に遺産分割が進んだ事例

前提情報・登場人物
<p>(前提情報) 被相続人相続開始前から兄弟の話し合いが始まる。分割ではなく、何のための相続なのか。被相続人は何を望んでいたか。会社の発展と家の繁栄のために何が必要かなど、弊社がファミリーテーターとなり対話を始めた。</p> <p>(登場人物) 長男(会長)55歳 長女(社長)45歳 長女の長男25歳</p>

事例発表
<p>被相続人はAA工業の創業者である。AA工業は運送業を営み、創業65年、相続の時点で年商40億円利益率8%を安定的に実現する企業である。</p> <p>現社長は3代目、創業者から長男へそしてその妹になる長女へ社長がノンタッチされてきた。</p> <p>被相続人は3年近く療養生活を送っていたが、医師から余命数か月と言われ渡された段階で、ファミリーミーティングを開始した。</p> <p>ファミリーミーティングとは円滑な事業承継、幸福な家族づくりに向けて行う対話である。</p> <p>会社にガバナンスがあるように、ファミリーにもガバナンスをつくり、ファミリービジネスをファミリーで支えることを目的とするしくみである。</p> <p>ファミリーミーティングでは、相続を物の相続ととらえるのではなく、相続を事業の発展、家の繁栄を実現する機会ととらえる。</p> <p>創業者の事業への思い、家族への思いを振り返り、創業者の思いをより創造的に未来につなげるかを課題として対話し、その結果を物の相続にどう反映するかという話を話した。</p> <p>創業者は何を望んでいたか、相続で何を達成することが創業者の思いにつながるかをこのミーティングで深掘した。</p> <p>その結果実現したことは下記のとおりである。</p> <p>創業者は事業の発展を第一とした。そのため従業員を家族のように思ってきた。現金を多額に遺したが、現金は事業に活かすためのものと考え、家族にもその現金を自由にさせることがなかった。</p> <p>創業者の思いを実現するためには、株は、現社長(長女)の長男(A君)につなげるために、長女がすべてを取得することとした。また現金は私的な財産ととらえるのではなく、事業のための資金ととらえ、現社長がすべてを取得することとなった。</p> <p>また、家の相続について、次世代はA君を家長とすることを決め、A君につなげるため、現金以外の不動産も長女がすべて取得することとなった。</p> <p>長男は自身と家族の生涯設計に必要な資金として1億円のみを相続することとした。</p> <p>通常、遺産分割協議では、法定相続分を基準として協議が進むことが多い。ファミリーミーティングでは、家の相続(繁栄)、事業の承継(発展)をその目的とするため、分割の基準は法定相続分とは大きく異なる。また、相続人間で分割の目的を共有しているため、分割の争いを避けることができ、次世代の育成についても話し合うことができた。</p> <p>ファミリーミーティング当初、分割での対立が想定され、長女からも懸念があがっていたが、話し合い開始から約8か月かけて目的に沿った分割にすることができた。</p>

問題点整理
<p>遺産分割については法定相続分ではなく、家の存続、事業の発展をその目的として分割を考えることができる。またファミリー企業の発展の源泉をファミリーの集結ととらえるなら、ファミリーも事業によって結びつきを深めることができる。</p>

問題解決へのアプローチ
<p>相続の話し合いを遺産分割協議と狭義でとらえないで、ファミリーミーティングとしてとらえることによって相続を争族とせず、相続とすることが可能になった。</p>

コメント
<p>先代が存命中にファミリーミーティングを開始することができれば、より有効なファミリーミーティングが可能になる。</p>

発表概要

発表者 / 所属	テーマ
赤阪研史 / クローバーコンサルティング株式会社	相続人のライフプランから考える 遺産分割方針の決定

前提情報

被相続人である父(享年74歳)の相続が発生し、自宅不動産と金融資産が遺された。
相続人は姉(48歳)と弟(44歳)の2名で、紛争性はない。
相続人間で確定した遺産分割の方針はないが、おおまかな意向は持っている。

事例発表

- ・相続人が分割方針を確定させる前に、各相続人の資産と収支について、現状のバランスシートとキャッシュフローを確認する。
- ・あわせて各相続人の今後のファイナンシャル・ゴールを確認し、各人のキャッシュフローの変化なども加味して、各人の資産の中長期の推移の予測を立てる。
- ・遺産分割について、各相続人のおおまかな意向を反映させた場合の、各人のバランスシートとキャッシュフローへの影響を検討する。
- ・変化したバランスシートとキャッシュフローによって、中長期の推移の予測がどのような影響を受けるかを検討する。
- ・以上の検討を通して、相続人のおおまかな意向通りに遺産分割した場合の、全体的な影響についてレビューする。

問題点整理

- ・相続の発生によって、相続人のバランスシートとキャッシュフローにはどのような影響が出るか？
- ・それらの影響によって、相続人のライフプランは中長期的にどんなインパクトを受けるか？
- ・現時点では支障なく見える分割方針が、将来にわたってもそのままであり続けるか？

問題解決へのアプローチ

遺産分割は、相続時のある一点における、被相続人から相続人への資産の移動である。
その意味では、特定の時点での分け方のバランスという、「点」での思考となりやすい。
しかし、被相続人の人生は相続の時点で終わるが、相続人の人生はその後も継続する。
時間軸をもう少し長くとった「線」で考えた場合には、また異なった視点が得られる。

コメント

遺産分割におけるシュミレーションの手法は多様であるが、紛争性がなく、各相続人からの協力が得やすいような状況であれば、各相続人のファイナンシャルプランニングの要素を加えた検討も、一考の価値があるのではないかと。(副次的に、その後の相続人との関係を保ちやすくなるという面もある。)

■ オープンセミナー

【日本相続学会 オープンセミナー 開催記録 (2020.1～)】

(敬称略)

No.	開催日	テーマ	講師	所属	ジャンル
62	2021.1.28	被相続人の生前における預貯金の引出(いわゆる「使途不明金」)に関する考察	宮田百枝	弁護士 麴町共同法律事務所	法務
63		やってみた。自筆証書遺言保管制度	竹内裕詞	弁護士 さくら総合法律事務所	法務
64	2021.7.14	令和3年民法・不動産登記法改正と相続実務 ～相続財産管理容易化・相続登記義務・土地所有権放棄～	小柳春一郎	獨協大学法学部 教授	法務

■ ブロック活動

【東海ブロック部会】

(敬称略)

開催日	テーマ	講師	所属/職業
2021.5.25	オンラインでライフプランをつくる	酒井利直	ヒューマンスキルコンサルタント
2021.9.10	がんで亡くなる時代の終活とは？	堀田由浩	統合医療希望クリニック 院長

【関西ブロック部会】

(敬称略)

開催日	テーマ	講師	所属/職業
2021.8.18	これから求められる承継寄付の実務家とは ～メッセージャーとしての重要な役割～	三浦美樹	一般社団法人日本承継寄付協会 代表理事

■ メールマガジン “日本相続学会発「円満かつ円滑に」”

2020.11～2021.10

通算	年	月	テーマ	執筆者
64	2020	11	日本相続学会・学会賞の発表	広報委員会
65		12	著書ご紹介	広報委員会
66	2021	1	広報委員会からのお知らせ	広報委員会
67		2	不動産の評価に関する問題	佐々木好一
68		3	不動産の評価が問題になった事例の紹介	佐々木好一
69		4	相続分の譲渡と遺留分の関係についての判例の紹介	佐々木好一
70		5	サラリーマンOBの充実シニアライフ構築術 その1 ライフマネープラン	酒井利直
71		6	サラリーマンOBの充実シニアライフ構築術 その2 幸福寿命を延ばす	酒井利直
72		7	サラリーマンOBの充実シニアライフ構築術 その3 やるべき終活・考えるべき終活	酒井利直
73		8	サラリーマンOBの充実シニアライフ構築術 その4 家族の揉め事を抑えるコンフリクト・マネジメント	酒井利直
74		9	令和3年民法・不動産登記法改正と相続実務（1） 相続登記義務	小柳春一郎
75		10	令和3年民法・不動産登記法改正と相続実務（2） 共有不動産の無断使用	小柳春一郎

一般向けのメールマガジンを2015年7月より配信開始いたしました。
月に一回のペースで発信中。ご登録をお願いいたします。（無料）

- ①「まぐまぐ」を検索 (<http://www.mag2.com/>)
- ②上段にて「日本相続学会」を検索
- ③メールアドレスを入力して登録完了。

■ 学会賞選考委員会ならびに表彰規程

(目的・総則)

第1条 本学会に、論文賞、論説賞、著作賞、業績賞を設け、日本相続学会会員（以下、「本会会員」とする。）を表彰することにより、円満かつ円滑な相続が広く社会に普及し、国民生活の向上に寄与することを目的とする。本規程は、日本相続学会の表彰運営事務の詳細について規程する。

(賞の種類)

第2条 学会賞の種類は次の通りとする。

- 一 論文賞
- 二 論説賞
- 三 著作賞
- 四 業績賞

(論文賞)

第3条 論文賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する研究論文を發表し、本学会の発展に著しい貢献をしたと認められる本会会員に授与する。

(論説賞)

第4条 論説賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する論説を發表し、本学会の発展に著しい貢献をしたと認められる本会会員に授与する。

(著作賞)

第5条 著作賞は、過去2年間に相続に関する著しい貢献をしたと認められる学術的な著作または、相続問題の啓発及び教育に著しい貢献をしたと認められる実務的な著作を發表した本会会員に授与する。

(業績賞)

第6条 業績賞は、相続に関する取り組みおよびそれにかかる制度等に関して、社会的な評価を受け、又は将来の発展に寄与すると認められる業績を發表した本会会員に授与する。

(学会賞選考委員会)

第7条 表彰に関わる委員会として学会賞選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 本委員会は、論文賞、論説賞、著作賞、業績賞について書類選考を行う。
- 3 委員会は8名以内の委員をもって構成する。
- 4 委員長・副委員長・委員は、理事会において選出する。
- 5 委員は、会員の中から学会を構成する諸分野の均衡に留意して理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 6 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 7 委員長・副委員長・委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(選考手続)

第8条 委員会は毎年、会告等の方法により、会員に対し、上記4賞に相応しい者の推薦を依頼する。委員会は、各賞の候補者を理事会に推薦し、理事会が授賞者を決定する。

(学会賞)

第9条 各賞について、賞状を贈呈する。

(表彰)

第10条 学会賞は、選考委員会の報告に基づいて理事会において決定し、原則として毎年の通常総会又は研究大会において授賞理由を公表し、これを授与する。

改訂履歴

平成27年12月15日施行

平成30年6月4日改訂

■ 優秀事例研究賞表彰規程

(目的・総則)

第1条 日本相続学会優秀事例研究賞（以下「優秀事例研究賞」という。）は、日本相続学会会員（以下、「本会会員」という。）の優れた実践活動を掘り起こすとともに、他の模範とすることによって、「円満かつ円滑な相続」の社会への普及に寄与することを目的とする。

(選考基準)

第2条 優秀事例研究賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する事例研究を発表し、本学会の発展に著しい貢献をしたと認められる本会会員に授与する。

(選考手続)

第3条 優秀事例研究賞の選考にあたっては、学会賞選考委員会（以下「委員会」という。）が、その任にあたる。

2 委員会は、学会誌に掲載された事例研究を前条の基準により審査する。委員会は、候補者を理事会に推薦し、理事会が授賞者を決定する。

(表彰)

第4条 優秀事例研究賞は、毎年度1回選考を行うこととする。

2 優秀事例研究賞には、賞状を贈呈する。

3 原則として、毎年の通常総会又は研究大会において授賞理由を公表し、これを授与する。

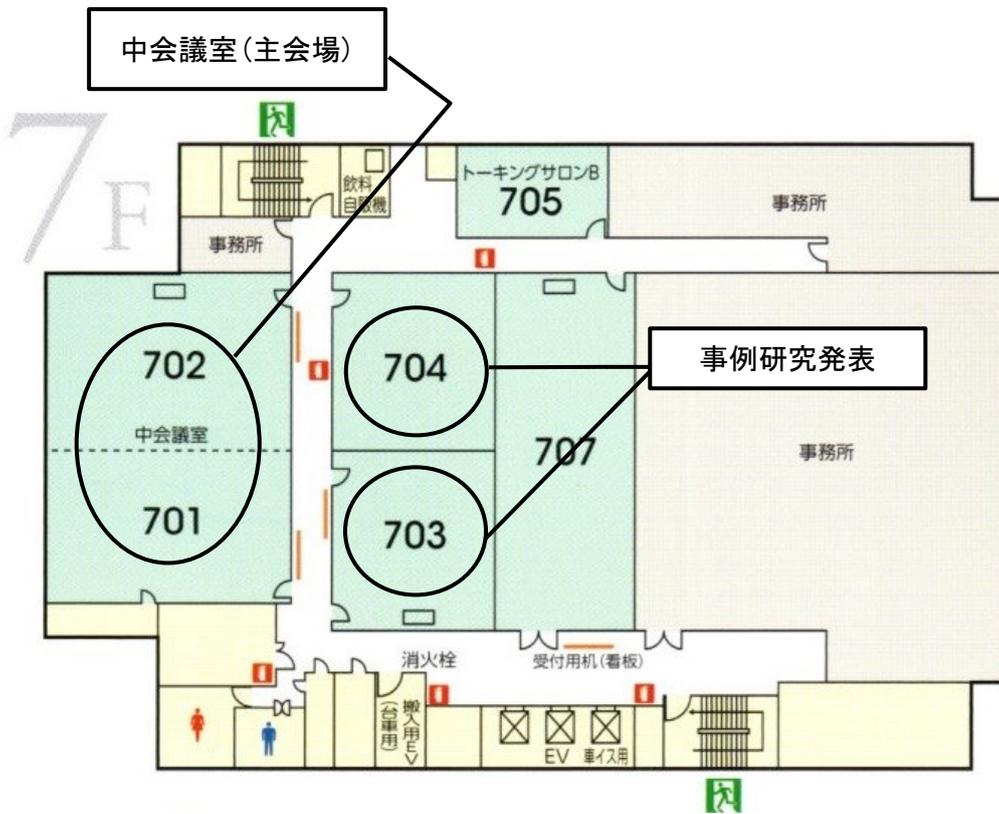
(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

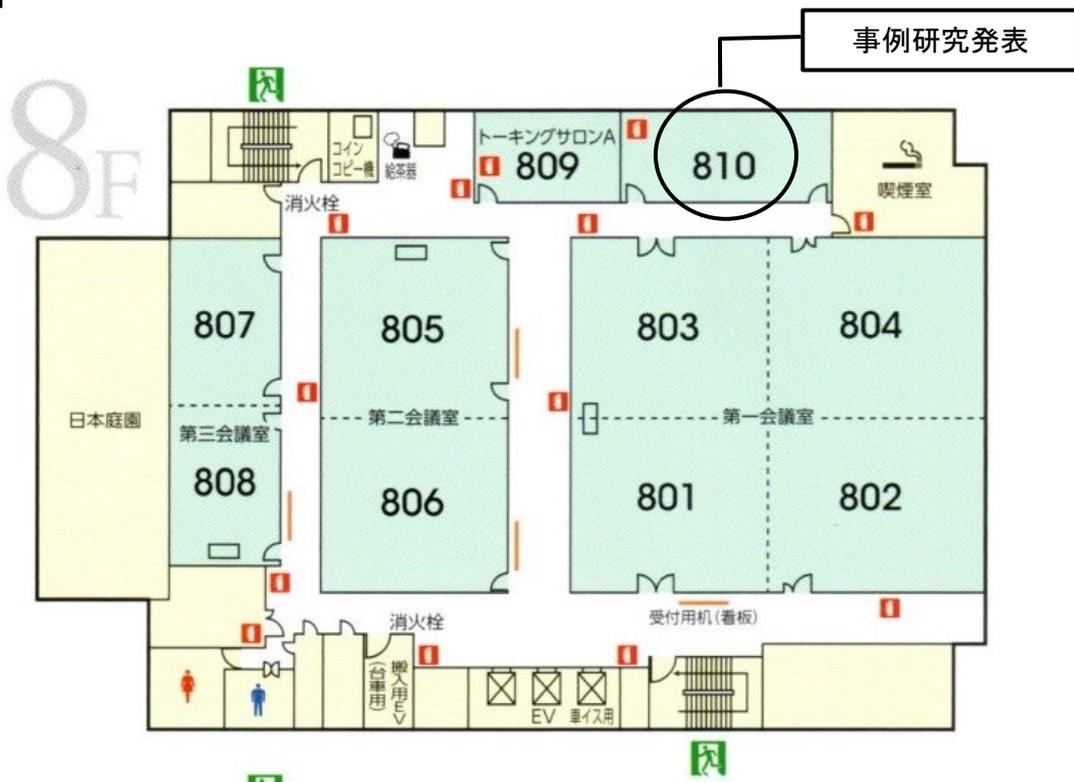
令和2年8月26日施行

■ 会場配置図 (10月22日・23日：日本教育会館)

7階



8階



贊助廣告

会計事務所向けシステムなら

MJS

ミロク情報サービス

MJSのノウハウを集結した会計事務所向けERP「ACELINK NX-Pro」なら、事務所業務のデータを一元管理して会計事務所の経営効率化を支援します。



MJSイメージキャラクター 菊川 伶

会計事務所向けERPシステム

NX-ACELINK-Pro

ACELINK NX-Pro 検索



顧問先向け業務パッケージ

MJSLINK NX

小規模事業者

中小企業

かんたんクラウド

ACELINK NX-CE

企業規模に合わせたラインナップ

顧問先システムとのデータ連携へ

ACELINK NX-Proと顧問先システムのデータが連携することで、様々な経営分析機能により顧問先に向けた経営戦略支援を円滑に行う事ができます。

●ACELINK NX-Pro、MJSLINK NX-Plus、かんたんクラウド、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの登録又は登録商標です。



MJS

財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード9928)



Life-styling × 経年優化

お客様の多様なライフステージに答え続け、
時の深まりとともに潤うすまいとくらしづくり

ひとりとして同じ人がいないように。
ひとつとして同じ街がないように。
三井のすまいも、ひとつとして同じではありません。

あらゆるものが多様化していく時代のなかで、
人の想いに応え、街の想いに応えていく。
そのすまいに生まれるすべてのくらしに、
ずっと寄り添っていく。

いつまでも、人と街とともに生きる、多様なすまいへ。
お客さまとともに育み、
時とともに成長し続けるすまいへ。

ひとつとして同じでない三井のすまいは、
一人ひとりに、たったひとつのベストであり続けます。

三井のマンション

三井の戸建

PARK
HOMES

FINE
COURT

すまいとくらしの未来へ
三井不動産レジデンシャル
MITSUI FUDOSAN RESIDENTIAL

いい一日は、きょうも、ここにある。

わたしは、
三井に
住んでいます。



お客様とのお縁を大切に育てます。



成年後見と相続

 池畑会計事務所

税理士 池畑芳子



042-325-5055

〒187-0011 東京都小平市鈴木町 1-15-18

URL: <http://ikehatakaikai.jp>

司法書士法人 おおさか法務事務所

大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-28
久太郎町恒和ビル4階

 0120-744-743
受付:9:00~18:00(月~金)



人生は、長い旅だから。

お客様にとっての、人生の伴走者になりたい。
大切な資産に、最適な未来を見つけるお手伝い。
中立で公正な立場からお届けします。

クローバーコンサルティング株式会社

大阪市中央区久太郎町2-5-28 久太郎町恒和ビル4F

☎06-7654-1665 (受付時間:平日9時~18時) ✉info@clover.olao.jp

!しあわせを選ぶ国つ葉のクローバーを見つけてみてください。

 さくら総合法律事務所

「ありがとう」と言われる相続を実現します!



SAKURA SOGO GROUPE

さくら総合グループ

さくら総合法律事務所 代表弁護士 竹内 裕詞

株式会社さくら総合オフィス FP 竹内 美土璃(みどり)

〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-3 錦パークビル 2F

TEL052-265-6663 FAX052-265-6664

相続・財産及び事業承継プランニング業務なら



税理士法人

平川会計パートナーズ

Hirakawa Accounting Partners Professional Yard

東京本社 〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9番6号
TEL.03-3836-2751 FAX.03-3835-7471

札幌事務所 〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目1番地 敷島ビル611
TEL.011-252-5005 FAX.011-252-5006

名古屋事務所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅2丁目45番14号 東進名駅ビル4階
TEL.052-856-2161 FAX.052-856-2011

<http://www.hirakawa-tax.co.jp>

大阪事務所 〒541-0054 大阪市中央区南本町3丁目6番14号 イトビル3階
TEL.06-6282-1212 FAX.06-6282-1211

福岡事務所 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目20番1号 大博多ビル4階
TEL.092-260-7745 FAX.092-260-7746

e-mail:info@hirakawa-tax.co.jp

生命保険をさらに安心できるものへ

プルデンシャル信託株式会社

<https://www.pru-trust.co.jp>

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー

電話でのお問い合わせ：0120-93-5524（受付時間：9:30~12:00/13:00~17:00）

※土日祝日・年末年始を除く

メールでのお問い合わせ：inquiry@pru-trust.co.jp

いつまでも仲良く暮らしてほしい

遺言・相続のご相談は

森川法律事務所

03-5577-3931

東京都千代田区神田小川町2-5-1

オーク神田小川町ビル4階

所属弁護士 森川紀代・古田充甫・沢田大知・脇由有
(第一東京弁護士会所属)

<https://sozoku-law.jp/>



最寄り駅 東京メトロ千代田線・新御茶ノ水駅 丸ノ内線・淡路町駅
都営地下鉄新宿線・小川町駅

吉田修平法律事務所 代表弁護士 吉田 修平

〒104-0045 東京都中央区築地 1-13-13 北水ビル第三 7 階

TEL: 03-6264-3064 FAX: 03-6264-3065

E-mail: yoshida@s-yoshida-law.com

URL: <http://www.s-yoshida-law.com>





株式会社ライフテーブル

代表取締役 伊藤久夫

愛知県津島市神守町一丁田 99 番地

TEL:0567-97-3807 FAX:050-3730-2802

URL:<http://www.lifetable.jp> Mail:info@lifetable.jp

企画・運営：相続学校なごや・相続支援センター愛知津島

瀬良社会保険労務士・FP 事務所 代表 瀬良孝司

社会保険に関する相談・手続き
就業規則・社内規程のご支援
資産運用・相続に関するご相談

〒458-0826 名古屋市緑区平子が丘 3029
TEL/ FAX 052-623-8769
URL <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~sera-sr/>



コロナに負けないお口の健康づくりを!

ややもり歯科医院

やや もり
歯科医師 良盛典夫



〒507-0041 岐阜県多治見市太平町 2-21
TEL.0572-21-2001
E-mail : yaya@ob.aitai.ne.jp

賛助広告のご支援をいただき
ありがとうございました。

2021年10月22日

■第9回研究大会実行委員会

〒460-0003
名古屋市中区錦2-4-3 錦パークビル2階
さくら総合法律事務所内
TEL : 052-265-6663

■一般社団法人日本相続学会 事務局

〒101-0021
東京都千代田区外神田6-9-6 平川会計パートナーズ内
FAX050-3730-8835
Email▶ info@souzoku-gakkai.jp
URL▶ <https://souzoku-gakkai.jp/>

円満かつ円滑な相続

一般社団法人日本相続学会®

The Japanese Inheritance Association